

【参考】流行初期医療確保措置-流行初期期間の財政措置-

流行初期医療確保措置の概要

- 県と医療機関で、**流行初期期間での病床確保や発熱外来の実施についての協定を締結**した上で、**診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの間**、公費と保険者の負担により、流行初期期間に感染症医療を行った月の収入額※1が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合、その差額を支払う。
※1 病床確保(入院医療)を行う医療機関には外来も含めた診療報酬全体を勘案し、発熱外来のみを行う医療機関には外来分の診療報酬のみを勘案
- 流行初期医療確保措置は、協定を締結した上で、国の基準(感染症法施行規則)を参酌し、**県が定めた基準※2を医療機関が満たしたと認められる場合に支給される措置**である。

※2 神奈川県が定める措置の基準(案)の要約

かかりつけ患者に限定せず入院、診察していただく必要があります

○病床の確保

- ・一般病床数の5%(1未満の端数切捨)の病床数以上、または40床以上
ただし、下記の「規模の区分」ごとに減可能の病床数を定める

一般病床数の5%の病床数による規模の区分	減可能病床数
15床以下の病院	1
16床以上30床以下の病院	2
31床以上の病院	3

- ・病床確保の即応化期間は、知事の要請後、14日以内。うち半数を7日以内

○発熱外来

- ・発熱外来患者数⇒病院：20人／日以上、診療所：6人／日以上
- ・知事の要請後、7日以内に診療実施。ただし、要請は感染状況を踏まえて順次実施
- ・自院で核酸検出検査(PCR検査等)が可能な医療機関が対象
(発熱外来患者全員を自院で検査する)

<(参考)医療機関の収入イメージ>

